

## 28 公益社団法人宮城県国際経済振興協会

### 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁内			代表者	理事長 遠藤 信哉
電話	022-211-2962	ファックス	022-268-4639	ホームページ	<a href="https://japan-miyagi.jp/">https://japan-miyagi.jp/</a>
設立	平成4年10月23日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 国際政策課
出資等の状況	第1位 - ( - ) 千円	第2位 - ( - ) 千円	第3位 - ( - ) 千円	その他 - ( - ) 千円	
設立目的(定款等)	国際経済振興に関する事業を行い、宮城県の産業経済の発展に寄与する。				出資等総額 0 千円 ( 0.0% )

### 2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	公益目的事業	46,609	46,453	47,522	・海外事務所を拠点とした韓国及び中国の経済情報の収集や提供、企業・県民の活動支援 ・韓国、中国、台湾等における経済交流の促進
	全体事業に占める割合	72.6%	86.9%	91.2%	
事業2	受託事業	16,376	6,117	3,161	自治体や公益法人等からの受託事業
	全体事業に占める割合	25.5%	11.4%	6.1%	
事業3	法人管理業務	1,176	856	1,396	法人の管理、運営にかかる事務
	全体事業に占める割合	1.8%	1.6%	2.7%	
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		64,161	53,426	52,079	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

#### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
当協会は、国際経済振興に関する事業を行い、宮城県の産業経済の発展に寄与することを目的としており、韓国ソウル事務所及び中国大連事務所の運営と、県内企業に対するビジネス支援を主な役割としている。	韓国ソウル事務所及び中国大連事務所の運営及び海外展開を目指す県内企業に対する総合的なグローバルビジネス支援を、県と連携して実施することを期待する。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、海外との往来再開を見据え、現地の経済に関する情報収集や分析を行うとともに、県産品の販路開拓支援や、SNS等を利用した情報発信を実施した。	SNSを利用した情報発信やオンラインを活用した事業実施等、コロナ禍に対応した情報収集・発信や県内企業へのビジネス支援を実施しており、団体の役割を十分に果たしたといえる。

#### (3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	会計事務や法人運営に疑義が生じた場合には、公益法人協会の相談窓口の活用や、行政庁への指導を仰ぐなど、健全な組織運営に努めた。	相談機関の活用等、事務処理ミスの防止の取組がなされており、概ね良好な組織運営がなされていると認められる。引き続き、円滑な管理運営が実施されるよう、特に海外事務所は、各国の制度変更に留意するよう指導していく。	A
ロ 財務の健全性 ※1	公益事業においては、年間を通じて県産品の紹介やインバウンド誘致に関する取組を中心に事業拡大を図り、収支相償基準を満たした。総収入に対する補助金の割合については、総収入の減少により増加傾向にあるため、補助対象経費の節減及び事業拡大による収益の増加に努める。	県のインバウンド事業の見直しにより、総収入に対する補助金の割合が増加傾向にあるものの、コロナ禍に対応し、創意工夫を重ね事業拡大を図ることで収支相償基準を達成している。また、法人全体としては黒字を継続しており、財務の健全化に向けた努力が認められる。	A
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況に対応しながら、海外との往来再開を見据えたインバウンドの促進に向けた取組を実施し、関係機関と連携して健全な組織運営に努めていく。	ソウルと大連に事務所を構え、現地ならではの情報をいち早く入手・活用することで、現地企業と県内企業とを繋ぐ役割を担うことが出来る団体の存在意義は大きい。関係機関との連携をより一層深め、今後もニーズを的確に捉えた事業運営が継続されるよう、引き続き助言等を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	28,488	37,338	38,728	1,390
	流動資産	14,679	22,799	23,395	596
	固定資産	13,809	14,539	15,333	794
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	9,206	10,720	12,093	1,373
	流動負債	784	975	1,219	244
	固定負債	8,422	9,745	10,874	1,129
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	19,282	26,618	26,635	17
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	19,282	26,618	26,635	17	
正味財産増減計算書	経常収益	63,189	60,049	52,096	△ 7,953
	うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用	64,161	53,426	52,079	△ 1,347
	うち管理費	1,831	853	1,396	543
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 972	6,623	17	△ 6,606
	当期経常増減額	△ 972	6,623	17	△ 6,606
	経常外収益	0	713	0	△ 713
	経常外費用	511	0	0	0
	当期経常外増減額	△ 511	713	0	△ 713
	当期一般正味財産増減額	△ 1,483	7,336	17	△ 7,319
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 1,483	7,336	17	△ 7,319	
県の財政的関与	補助金	42,396	44,006	43,332	△ 674
	委託金 ※2	13,240	5,269	2,868	△ 2,401
	負担金	1,792	4,422	1,536	△ 2,886
	補助金等合計	57,428	53,697	47,736	△ 5,961
	総収入 ※3	63,189	60,763	52,096	△ 8,667
	総収入に対する補助金等割合	90.9%	88.4%	91.6%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	67.7%	71.3%	68.8%	-2.5%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	1872.3%	2338.4%	1919.2%	-419.2%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-1.5%	11.0%	0.0%	-11.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	2.9%	1.4%	2.7%	1.3%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	11 (1)	11 (1)	11 (1)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	25	13	13	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	22	10	10	常勤職員(プロパー)	
	県OB	0	0	0	平均年齢	40.3
	県派遣職員	2	2	2	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	上記以外の職員(※5)	4	4	4		
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

## 28 公益社団法人宮城県国際経済振興協会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	□
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	□	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	■				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
会計事務や法人運営に疑義が生じた場合には、公益法人協会の相談窓口の活用や、行政庁へ指導を仰ぐなど、健全な組織運営に努めた。	相談機関の活用等、事務処理ミス防止の取組がなされており、概ね良好な組織運営がなされていると認められる。引き続き、円滑な管理運営が実施されるよう、特に海外事務所は、各国の制度変更留意するよう指導していく。	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 28 公益社団法人宮城県国際経済振興協会

## ＜財務の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	4
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
				②当期100%以上	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				12

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>公益事業においては、年間を通じて県産品の紹介やインバウンド誘致に関する取組を中心に事業拡大を図り、収支相償基準を満たした。</p> <p>総収入に対する補助金の割合については、総収入の減少により増加傾向にあるため、補助対象経費の節減及び事業拡大による収益の増加に努める。</p>	<p>県のインバウンド事業の見直しにより、総収入に対する補助金の割合が増加傾向にあるものの、コロナ禍に対応し、創意工夫を重ね事業拡大を図ることで収支相償基準を達成している。また、法人全体としては黒字を継続しており、財務の健全化に向けた努力が認められる。</p>	A

<参考指標>
合計点が
11~13点の場合：A(概ね良好)
7~10点の場合：B(改善の余地あり)
3~6点の場合：C(改善措置が必要)
0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)